

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

ページ

一

人事委員会

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十九―三十九

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表三級の項を次のように改める。

三 級	白石市立福岡小学校不志分校 石巻市立奇磯小学校	白石市福岡八宮字不志一〇七番地 石巻市奇磯浜五梅沢二四番地
-----	----------------------------	----------------------------------

附則別表二級の項中

大崎市立鬼首小学校

大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地

を

大崎市立鬼首小学校

大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地

に、

石巻市立雄勝小学校

石巻市雄勝町大浜字小滝浜二番地二

を

塩竈市立浦戸中学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八番地

を

塩竈市立浦戸中学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八番地

に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。